

西宮市保健所医師臨床研修（地域保健）実施要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、医師臨床研修における研修協力施設として、保健所が実施する地域保健研修（以下「研修」という。）に関して必要な事項を定める。

（研修の到達目的）

第2条 研修は、研修医が、医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識するとともに、地域保健・医療を必要とする住民に対して、全人的に対応するため、保健所の役割について理解し、実践する能力を得ることを目的とする。

（申 請）

第3条 臨床研修病院（以下「病院」という。）が、研修医の受入れを申請しようとするときは、臨床研修医受入れ申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（承 認）

第4条 市長は、前条の規定により申請書を受付けし、業務に支障をきたさないと認めるときは、臨床研修医受入れ承認通知書（様式第2号）により承認を与えるものとする。

（契 約）

第5条 研修医の受入れを承認したときは、市長は病院開設者と臨床研修医研修委託契約書（様式第3号）により契約を締結する。

（誓約書）

第6条 前条で承認された研修医は、研修開始以前に誓約書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（研修実施責任者の責務等）

第7条 研修実施責任者は保健所長とする。

2 保健所長（保健所長の指揮を受ける職員を含む。）は、研修医に対し、接遇態度の適正及び服務規律の厳正を期するため適切な指導を行うものとする。

（研修受託費）

第8条 研修受託費は、毎年度兵庫県が定める「医師臨床研修（地域保健研修）受託費徴収要綱」による額とする。

2 前項にかかわらず次の各号で定める経費については、研修受託費の適用外とする。

- (1) 研修医の通勤に要する経費
- (2) 研修医の宿泊に要する経費
- (3) 研修医の諸手当に要する経費
- (4) 研修医の社会保険（医療保険、年金保険、労災保険、雇用保険）に要する経費
- (5) 研修医の健康診断に要する経費
- (6) 研修医が研修期間中に研修のため移動に要する経費

(研修医の処遇)

第9条 研修医の処遇に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修期間中の研修手当、社会保険（公的医療保険、公的年金保険、労災保険、雇用保険）料は臨床研修病院において支払うものとする。
- (2) 研修期間中の研修時間は、原則として9時00分から17時15分とし、この時間を超えて研修は行わない。
- (3) 研修期間中の休暇は、臨床研修病院の定めるところによるが、未取得となった研修プログラムは、研修実施責任者が別途定める日に取得することとする。
- (4) 研修期間中の宿舎は、臨床研修病院において確保する。
- (5) 研修医に対する健康診断は実施しない。
- (6) 研修期間中の学会、研究会等外部の研修活動は原則として認めない。ただし、研修実施責任者がやむを得ないと判断するときは、(3)項と同様の扱いとする。

(守秘義務)

第10条 研修医は、研修期間中知り得た秘密を漏らしてはならない。研修期間終了後も、また同様とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年6月1日から実施する。

(様式第1号)

〇〇〇第 号
年 月 日
(年)

西宮市長 〇〇 〇〇 様

臨床研修医受入れ申請書

(臨床研修病院) 〇印
(管理者) 〇印

西宮市保健所医師臨床研修（地域保健）実施要綱第3条の規定により、下記のとおり臨床研修医の受入れを申請します。

記

期 間	氏 名 ^{ふりがな}	年 齢	性 別	医 籍 登 録 番 号
年 月 日 ～ 年 月 日				
年 月 日 ～ 年 月 日				
年 月 日 ～ 年 月 日				
年 月 日 ～ 年 月 日				
年 月 日 ～ 年 月 日				
年 月 日 ～ 年 月 日				
年 月 日 ～ 年 月 日				

(様式第2号)

西保総発第 号
年 月 日
(年)

(臨床研修病院)
(管理者) 様

西宮市長 ○○ ○○

臨床研修医受入れ承認通知書

○○○○第 号 (年 月 日付) で申請のありました臨床研修医の受入れについては、西宮市保健所医師臨床研修(地域保健)実施要綱(以下「要綱」という。)第4条の規定により下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 期間及び氏名等

期 間	氏 名	年 齢	性 別	医 籍 登 録 番 号
年 月 日 ～ 年 月 日				
年 月 日 ～ 年 月 日				
年 月 日 ～ 年 月 日				
年 月 日 ～ 年 月 日				

2 承認条件

- (1) 臨床研修医受入れにあたっては、要綱第5条の規定により、臨床研修医研修委託契約書(様式第3号)により契約を締結するものとする。
- (2) 臨床研修医は、研修開始以前に、誓約書(様式第4号)を提出するものとする。

(様式第3号)

臨床研修医研修委託契約書

〇〇〇〇〇〇病院（以下「甲」という。）と西宮市（以下「乙」という。）は、「西宮市保健所医師臨床研修（地域保健研修）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第5条の規定に基づき、次のとおり臨床研修医研修委託契約を締結する。

（委託内容）

第1条 甲は、乙に「実施要綱」に基づき地域保健研修（以下「研修」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

（研修の実施場所）

第2条 研修を実施する場所は、乙の管理運営する保健所等の施設とする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（臨床研修医の氏名及び研修期間）

第4条 乙が甲から受入れる研修医の氏名及び研修期間は、別紙のとおりとする。

（研修）

第5条 研修のプログラム（以下「研修プログラム」という。）は、別に定めるものとする。

2 乙は、研修プログラムが、実施要綱第2条に定める研修の到達目標に照らし常に適切なものであるよう、適宜研修プログラムの見直しを行うものとする。

（委託料）

第6条 委託料は、研修医1人1日あたり〇、〇〇〇円として算出した額とする。

（委託料の請求及び支払い）

第7条 甲は、総数の研修医が臨床研修を終えた後、前条に定める委託料を、乙の請求に基づき、当該請求の日から起算して1か月以内に支払うものとする。

第8条 乙は第6条に定める委託料のほか、臨床研修実施に伴い生じた実費を、別途甲に請求することができるものとする。

（研修医の処遇）

第9条 研修医の処遇は、「実施要綱」第9条のとおりとする。

（研修医の遵守事項）

第10条 研修医は、臨床研修の際、乙の定める諸規定及び西宮市保健所長その他当該西宮市職員の指示に従い、安全かつ効果的な研修効果を得られるよう努めなければならない。

2 研修医は、臨床研修中に知り得た個人情報等を漏らしてはならない。研修期間終了後も同様とする。

(様式第4号)

年 月 日
(年)

西宮市長 ○○ ○○ 様

(臨床研修病院名) ○○○○○○○○○○病院
臨床研修医 氏名 ○印

誓 約 書

このたび私は、西宮市保健所における臨床研修に臨床研修医として参加することとなりました。つきましては、下記の事項を厳守し、研修に専念することを誓約いたします。

記

- 1 研修期間中、知り得た個人情報等については、研修期間終了後も一切他言しません。
- 2 研修期間中は、保健所長その他当該西宮市職員の指揮・監督に従います。
- 3 職場規律を守り、臨床研修医として品位品格を損なうことはいたしません。
- 4 無断で欠席、遅刻及び早退はいたしません。
- 5 業務の都合上、研修日程に変更がある場合には、これに従います。
- 6 故意又は重大な過失により貴市または第三者に損害を与えたときは、その責を負います。

以 上